

令和2年度

小規模保育施設の新設に伴う入所受付を行います

問 こども課 ☎92-7968

令和2年4月から、新たに小規模保育施設「Chibiharu ZERO-2 (仮称)」が開所します。

入所を希望する方は、申込書類等を提出してください。申込書類等は、こども課で配布しています。

また、すでに他の保育所への申込みが済んでいる方で、入所を希望する場合は、こども課までご連絡ください。

▽開所する施設について

名称 Chibiharu ZERO-2 (仮称)

場所 基山町大字小倉894-16

種別 小規模保育事業所 A 型

定員 19人(0~2歳児のみ)

開所予定日 令和2年4月1日



▽対象児童

- ・0~2歳児(生後6か月以降) ※令和2年4月1日時点
- ・育児休暇取得中で新規入所を希望する方(年度途中入所も含む)

▽提出書類

基山町ホームページをご覧くださいか、こども課までお問い合わせください。

▽受付日時

令和2年1月6日(月)~17日(金) ※土・日曜日を除く

午前8時30分~午後5時15分

※保護者が求職中で、令和2年4月1日からの入所を希望する場合は、

令和2年1月20日(月)~24日(金)の期間で受け付けます。

募集

介護予防講演会にご参加ください!

日時 令和2年1月25日(土)
午前10時~12時(午前9時30分開場)

場所 基山町民会館2階小ホール
入場無料・申込み不要です。
※手話通訳が付きます

テーマ 今日から出来る 簡単な認知症予防
(楽しい話と簡単な体操です)

講師 杉谷 太氏
・株式会社ためぎ代表取締役
・国立長寿医療研究センター認知症予防
運動プログラム「コグニサイズ」指導者

問 福祉課 高齢福祉係 ☎92-7964

募集

町育英資金奨学生を募集します

対象 基山町出身の学業に意欲ある優秀な学生で、
町長が育英助長の必要があると認めた者
※募集は若干名

貸付金額 高校生…月額1万円以内
大学生…月額2万円以内

必要書類 ①奨学金貸与願(連帯保証人が2名必要)
②奨学生推薦書(在学学校長の推薦は、
第1学年に限り出身中学校長又は
出身高等学校長とする。)
③戸籍謄本又は住民票謄本
④家庭調査書
⑤その他合格通知書の写し等
※①・②・④の様式は、教育学習課、
基山町ホームページから取得できます。

申込期限 令和2年3月13日(金)

問 教育学習課 学校教育係 ☎92-7980

募集

介護予防事業 音楽サロンを開催します

音楽療育活動は、歌に合わせて手や指などを動かすことで、脳の活性化を図り（認知症予防）、音やリズムに合わせて体を動かしたり呼吸を整えたりすることで、心肺機能の向上・腹筋の強化、口腔機能・嚥下機能向上等の介護予防の効果があり、初心者でも楽しめる内容です。（全8回）

日時 1月17・24・31日、2月7・14・21・28日、
3月6日（金）午後1時30分～3時

場所 第7区公民館（駐車場の台数制限有）

対象 町内在住の65歳以上の方

定員 30名程度 **受講料** 無料

内容 呼吸法・口腔体操、身体活動、歌唱指導、
器楽を使った活動、生演奏の鑑賞等

申込期間 12月16日（月）～1月6日（月）

※受講者には、1月6日以降に決定通知を送付します。

※健康ポイント事業対象講座

問 福祉課 高齢福祉係 ☎92-7964

お知らせ

在宅寝たきり高齢者の 介護者手当を支給しています

基山町社会福祉協議会では、在宅福祉の向上に資することを目的に、寝たきり高齢者等を在宅で日常介護されている方に、介護者手当を支給しています。

▽受給対象者

令和2年2月1日現在、基山町に住所を有し、おおむね65歳以上の寝たきり高齢者等を一年以上在宅介護している方

申請に関する調査は、
地区担当の民生委員に依頼
しています。1月7日（火）
までにご連絡ください。



問 基山町社会福祉協議会 ☎92-3311

募集

筋力アップ教室の 参加者を追加募集します！

筋力アップ教室の受講者を追加募集します。募集は第2クールから第4クールの参加者です。受講は無料です。申込み時に希望のコース名を第3希望までお聞かせください。※健康ポイント事業の対象です。

日時・場所

・第二クール（基山町民会館小ホール）

1月8・15・22・29日、2月5・12・19・26日、3月4・11日
午前10時～12時

・第三クール（福祉交流館2階多目的室・基山町民会館小ホール）

1月10・17・24・31日、2月7・14・21・28日、3月6・13日
午前10時～12時

・第四クール（基山町民会館小ホール）

1月8・15・22・29日、2月5・12・19・26日、3月4・11日
午後1時30分～3時30分

定員 各コース25人

対象 町内在住の65歳以上の方

※どなたでも応募できますが、応募多数となった場合、
昨年同じ教室に参加されていない方を優先します。

内容 講義（生活習慣予防等）、運動実技等

申込期間 12月25日（水）まで

問 福祉課 高齢福祉係 ☎92-7964

お知らせ

消費生活コラム 一人で悩まず、気軽に相談を！

消費者トラブルの解決のためには、できるだけはやく消費生活センターに相談することが大切です。

☎ **188**（局番なし）

お近くの消費生活センター等につながります。

☎ **85-8171**

毎週金曜日午前9時30分～午後3時30分

①相談内容について

消費生活に関する消費者と事業者間のトラブルについて相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては交渉の手伝い（あっせん）をすることもあります。

②準備しておくもの

契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真等

③料金等について

相談は無料ですが、通話料がかかります。消費生活相談員には守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171